

04 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当
町長	750,000円	年間4.30月分
副町長	640,000円	
教育長	610,000円	

区分	報酬月額	期末手当
議長	326,000円	年間4.30月分
副議長	272,000円	
委員長	260,000円	
副委員長	254,000円	
議員	252,000円	

05 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

▶ 勤務時間の概要

始業	終業	休憩時間	1週間の勤務時間	週休日
8:30	17:15	12:00～13:00	38時間45分	土・日曜日

※図書館や保育所等、職場によって変則勤務があります。
また、本庁窓口業務の一部および各出張所の開庁を、毎月第1土曜日の午前8時30分から正午まで実施しています。

▶ 休暇制度の概要・種類等

休暇の種類	有給・無給の別	概要
年次有給休暇	有給	1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含め最大40日間。
病気休暇	有給	負傷又は疾病の為に療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき、その治療に必要な期間認められる休暇。(最高90日)
介護休暇	無給	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しない事が相当な場合に認められる休暇。
組合休暇	無給	職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇。
特別休暇	有給	条例に定められた特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるときの休暇。◀主なもの▶産前・産後休暇、育児時間、忌引、結婚休暇、妻の出産、子の看護のための休暇、夏季休暇等

06 職員の分限および懲戒処分の状況 (令和3年度)

区分	種類	内容	該当
分限処分	休職	・心身故障のため、長期の療養を要するとき ・刑事事件に関し起訴されたとき	3人
	降任免職	・勤務成績不良や心身の故障等、その職に必要な適格性を欠くとき ・廃職又は過員を生じたとき	なし
懲戒処分	戒告減給	・法令、条例、規則、規程に違反したとき ・職務上の義務に違反、又は職務を怠ったとき	なし
	停職免職	・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったとき	

08 職員のサービスの状況 (令和3年度)

▶ 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法により、職員に対し、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。

▶ 職務専念義務免除の状況

厚生計画への参加	553件
その他(研修への参加、ワクチン接種等)	254件

▶ 営利企業など従事の許可状況

令和3年度に新たに許可をした件数は3件です。
内容は、家業手伝い、講師等となっています。

▶ 育児休業等の取得状況 (令和3年度) (単位:人)

育児休業取得可能職員	育児休業取得者		部分休業取得者	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
13(9:4)	8(4:4)	7(4:3)	1(0:1)	—

※育児休業の間の給与は支給されません。

▶ 年次有給休暇の取得状況 (令和3年)

平均取得日数は11.3日で前年比1日増加となりました。

07 職員の研修の状況 (令和3年度)

区分(コース数)	参加人数(のべ人数)	主催
一般研修(6)	195人	町
特別研修(10)	818人	町
派遣研修(26)	243人	彩の国さいたま人づくり広域連合等

09 職員の福祉および利益の保護の状況

区分	内容
共済組合	短期給付(病気・ケガ・出産・死亡等に対する給付) 長期給付(退職・障がい・死亡に対する年金または一時金給付) 福祉事業(健康の保持増進事業や住宅資金の貸付等)
職員友和会(任意互助組織)	施設利用助成、懇親会など

10 公平委員会の業務の状況

令和3年度に勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

人事行政運営などの状況公表

三芳町の人事行政運営などの状況について公表します。

☎ 総務課職員担当 ☎ 407・408

※文中・表中は(男:女)、単位:人

01 職員の任免および職員数に関する状況

▶ 職員の採用状況

R3年度採用者数	事務職	看護師	保健師	保育士	司書	技術職
新採用	17(10:7)	2(0:2)	—	1(0:1)	—	—
再任用	10(7:3)	—	1(0:1)	5(0:5)	1(0:1)	1(1:0)

▶ 職員の退職状況

R3年度退職者数	事務職	保育士	保健師	看護師	司書	技術職
定年	4(4:0)	1(0:1)	—	—	—	—
勸奨	2(1:1)	—	—	—	—	—
自己都合	14(9:5)	5(0:5)	1(0:1)	1(0:1)	1(0:1)	1(1:0)

▶ 定員適正化計画の年次別状況 (各年4月1日現在)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計画数	270.0	280.8	277.8	277.0	277.0	270.0
実数	276.0	280.5	281.8	286.0	—	—

※再任用短時間勤務を0.6、0.7人または0.8人とする。

第6次定員適正化計画に基づき、人員管理に努めています。
この計画は、令和6年4月1日の職員数を基準とし、6人の減員を目標としています。

▶ 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和3年	令和4年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務・企画	74	76	2	派遣研修職員による
	税務	23	23	0	
	農林水産	9	8	▲1	業務の割振りによる
	商工	3	3	0	
	土木	27	27	0	
	民生	64	65	1	欠員補充による
	衛生	15	15	0	
小計	218	220	2		
特別行政部門(教育)		34	36	2	欠員補充による
公営企業等会計部門	水道	8	8	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	17	18	1	欠員補充による
	小計	29	30	1	
総合計		281	286	5	

02 人事評価の状況

三芳町では、平成28年度から人事評価を実施しています。職員が職務を通じて発揮した能力や意欲・実績を的確に把握し、適正評価することにより、能力・実績に基づく人事管理を行うことで、組織全体の士気高揚や公務効率の向上に結び付け住民サービスの向上をめざします。

03 職員の給与等の状況

▶ 人件費の状況 (令和3年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
14,738,872千円	2,027,756千円	13.8%

人口 37,848人(令和4年3月31日現在)

※人件費には、特別職の給料・報酬を含みます。

▶ 給与費の状況 (令和4年度普通会計予算)

給料	職員手当	期末・勤勉手当
986,855千円	159,573千円	393,019千円

一人当たりの給与費 5,853千円(職員数263人)

▶ 平均給料月額、平均給与月額および平均年齢

職種	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	313,000円	373,200円	42歳6か月
技能労務職	310,600円	358,900円	57歳4か月

(令和4年4月1日現在)

▶ 職員数の状況 (令和4年4月1日現在)

級数	—	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職務	技能労務	主事補技師補	主事技師	主任	主査	主幹	副課長	課長
構成比	1%	8%	21%	25%	15%	14%	6%	10%

▶ 職員の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	決定初任給	採用2年経過給料額	
		令和4年4月1日現在	
一般行政職	大学卒	193,900円	203,700円
	高校卒	160,000円	170,400円

区分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
				一般行政職
	高校卒	*	—	*

※対象職員がいない区分は「—」、少数の区分は「*」にしています。

▶ 職員手当の状況

区分	内容
賞与	期末・勤勉手当 年間4.30月分
地域手当	給料・扶養手当および管理職手当の合計額の7%
その他条例により支給される手当	扶養手当・住居手当・特殊勤務手当・通勤手当・時間外勤務手当・管理職手当等